

**静岡県告示第364号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、太田川漁業協同組合（内共第20号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和5年5月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地  
太田川漁業協同組合 周智郡森町問詰1115-1
- 2 漁業権の免許番号  
内共第20号
- 3 変更の内容  
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日  
令和5年6月1日

別表

改正前			改正後		
(遊漁料の額及び納付の方法)			(遊漁料の額及び納付の方法)		
第6条 (略)			第6条 (略)		
2 次表に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次表の各ウ欄のとおりとする。			2 次表に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次表の各ウ欄のとおりとする。		
ウ欄	小学生以下の者	無 料	ウ欄	小学生以下の者	無 料
ウ欄	中学生及び身体障害者	第1項に規定する額の1/2に相当する額	ウ欄	中学生、身体障害者及び女性	第1項に規定する額の1/2に相当する額

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。